

|  |               |                  |
|--|---------------|------------------|
| 公安委員会<br>説明資料No. 1   | 池田組の指定の確認について | 令和3年11月4日<br>刑事局 |
| <p><b>1 概要</b></p> <p>令和3年10月28日に岡山県公安委員会から、池田組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>※ 池田組（主たる事務所:岡山県、代表する者:金<sup>きん</sup> 孝志<sup>たかし</sup>、構成員:約80人）</p> <p><b>2 指定の要件に該当すると認める理由</b></p> <p>(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</p> <p>池田組は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>神戸山口組からの除籍日（令和2年7月29日）以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙されている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</p> <p>池田組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性</p> <p>池田組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p> |               |                  |

|                    |                                   |                    |
|--------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 公安委員会<br>説明資料No. 2 | 「道路交通法施行規則の一部を<br>改正する内閣府令案」等について | 令和3年11月4日<br>交 通 局 |
|--------------------|-----------------------------------|--------------------|

## 1 概要

### (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

安全運転管理者の業務として、次の事項を新たに定める。

#### ア 令和4年4月1日施行分

(ア) 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること

(イ) 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること

#### イ 令和4年10月1日施行分

(ア) アルコール検知器を用いてア(ア)の確認を行うこと

(イ) アルコール検知器を常時有効に保持すること

### (2) 道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件（令和4年10月1日施行）

(1) イのアルコール検知器を、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器と定める。

## 2 意見公募手続の実施結果

9月3日（金）から10月2日（土）まで意見公募手続を実施した結果、87件の意見が寄せられた。

「アルコール検知器の製造や購入準備の観点から施行期日の延長や猶予期間を設けることを検討してほしい」旨の意見等を踏まえ、1(1)イ及び(2)のアルコール検知器の使用に関する規定は令和4年10月1日に施行することとした。

|           |                   |           |
|-----------|-------------------|-----------|
| 公安委員会     | 「道路交通法施行令の一部を改正する | 令和3年11月4日 |
| 説明資料No. 3 | 政令案」に対する意見の募集について | 交通 局      |

## 1 意見募集の要旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行等に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

令和3年11月5日（金）から令和3年12月4日（土）まで（30日間）

## 3 主な内容

### (1) 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

#### ア 運転技能検査に関する規定の整備

- 運転技能検査の対象となる基準として、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがあること等を定める。
- 基準違反行為として、普通自動車等の運転に関し行われた信号無視等の違反行為を定める。

#### イ 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

- 申請による運転免許の条件の付与等の基準について定める。
- 申請により運転免許に付与等された条件に違反して運転する行為を、免許条件違反（基礎点数2点の一般違反行為）として定める。

### (2) 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

- 大型自動車免許等の受験資格の特例を受けるための教習として、大型自動車等の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって都道府県公安委員会が指定した課程により行うものを定める。
- 若年運転者講習の受講及び受講後の特例を受けて取得した運転免許の取消しの基準として、若年運転者期間内に違反行為をしてその合計点数が3点以上となること等を定める。

### (3) その他

- 関連する運転免許等に関する手数料の標準を定める。
- 自動車の積載物の長さ及び幅の制限等を改める。
- その他所要の規定の整備を行う。

## 4 施行期日

令和4年5月13日（3(3)の一部については公布日）を予定